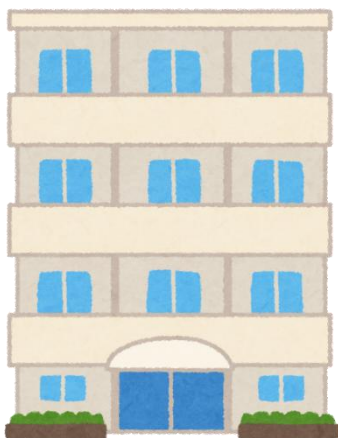


府営住宅の地位承継が拡大

日本共産党



「親が亡くなったら住み続けられないのか」—— 府営住宅にお住まいのみなさんから、地位承継の範囲を広げてほしいとご要望を頂いていました。

大阪府は「公平性の観点からより多くの方が住めるようにするため」と拒否し続けてきましたが、みなさんと共産党の長年の要望で、10月から拡大されます。

子や孫にも地位承継できます

10月から（拡大部分は太字）

これまでの基準

- ① 配偶者
 - ② 親族は「高齢者等であること」
 - ③ 子は「高齢者等であること」
 - ④ 子を除く2親等内の直系親族（孫など）は「高齢者等であり、1年以上同居していること」
 - ⑤ 障がい者、生活保護受給者、母子（父子）
- ※ 高齢者等でない子や孫は名義人死亡当時、同居していたとしても地位承継は認めない

- ① 配偶者
- ② 親族は「高齢者等であること」
- ③ **子 「高齢者等であることは不要」**
- ④ **孫 「高齢者等であることは不要」**
「同居1年未満でも可」

※ 子・孫を除く2親等以内の直系親族は、現行どおり高齢者等であり、1年以上同居していることが条件

- ⑤ 障がい者、生活保護受給者、母子（父子）

注意

高齢者等を除き、配偶者・子・孫への地位承継は1回限り

「高齢者等」とは、60歳以上、障がい者、母子（父子）、生活保護受給者など

府会報告